

長崎県の最低賃金

長崎県
最低賃金

1時間 **898**円

効力発生日 令和5年10月13日

長崎県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用されます。

※令和5年10月12日までは853円

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



特定最低賃金

はん用機械器具、生産用機械器具製造業

〔令和5年10月12日までは875円〕
効力発生日 令和元年12月7日

電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業

〔令和5年10月12日までは864円〕
効力発生日 令和3年12月29日

船舶製造・修理業、船用機関製造業

〔令和5年10月12日までは875円〕
効力発生日 令和元年11月29日

左記の業種については、令和5年度は改正がありませんでした。このため、
令和5年10月13日以降は長崎県最低賃金898円が適用されます。

※ 最低賃金には次の手当は算入されません。
精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

最低賃金に関するお問い合わせは

 厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室

☎ 095-801-0033

または最寄りの労働基準監督署へ

最低賃金に関する特設サイト



令和5年度 業務改善助成金 (8月31日に拡充されました)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う場合に、その設備投資等にかかる費用の一部を助成する制度です。新しい機器の導入や買換えなどをお考えの場合には、業務改善助成金の申請をご検討ください。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

(計画の承認と事業の実施後)
業務改善助成金を支給
(最大600万円)

- 対象は中小企業・小規模事業者です。
- 事業場内で最も賃金が低い従業員（パート等を含む）の時給換算額が、事業場所在地の地域別最低賃金から50円以内にあることが条件です。従業員の賃金額を地域別最低賃金額と比較する際、基本給以外にも加算して比較すべき手当（「精皆勤手当」「通勤手当」「家族手当」「時間外手当等割増賃金」「賞与」「臨時の賃金」以外の手当）があります。
- 事業場内最低賃金を引き上げる金額、引き上げる労働者数等に応じて、助成上限額が設定されています。また、設備投資等に要する費用にかかる助成率は4/5～9/10です。

『引き上げる労働者数』の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。申請コースには「30円コース」「45円コース」などがあります。）

- 業務改善助成金は、原則、賃金引き上げ前に1回目の申請（交付申請）を行うことが必要ですが、**事業場の従業員数が50人未満の場合は、賃金引き上げ後でも申請できます。**

（事後申請は、令和5年4月1日から令和5年12月31日までにを行った賃金引き上げが対象です。）

【50人未満の事業場が賃金を引き上げた後でも申請できる例】

- 例1 令和5年10月1日に事業場内最低賃金を853円から898円へ45円引き上げていた場合
○生産性向上に資する設備投資を計画して、45円コースで申請できます。
- 例2 令和5年4月1日に事業場内最低賃金を853円から870円へ17円引き上げ、10月12日に870円から898円へ28円引き上げていた場合
○生産性向上に資する設備投資を計画して、45円コースで申請できます。
（2段階で行われた賃金の引き上げを合算できます。）

50人以上の事業場は事後申請はできませんが、令和5年10月13日以降、事業場内最低賃金が898円から948円の範囲にあれば、期限までに賃金を引き上げることで申請できます。

- 交付申請（助成金に関する事業計画の承認申請）の期限は令和6年1月31日です。予算の範囲内で交付決定を行うため、申請期間内に募集を終了する場合があります。事業完了（賃金の引き上げ、設備の導入、代金の支払）の期限は令和6年2月28日です。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行っていた場合は助成の対象となりません。

詳細は厚生労働省
ウェブサイトをご
覧ください。



長崎県内の助成金活用
事例集があります。
是非ご覧ください。



お問い合わせ先

「業務改善助成金の概要をもっと詳しく知りたい」「うちは対象になるか」など

業務改善助成金コールセンター 電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

長崎働き方改革推進支援センター 電話番号：0120-168-610（受付時間 平日 9:00～17:00）

申請書の提出先 長崎労働局 雇用環境・均等室 電話番号：095-801-0050

